

本報告の課題は、3・1独立運動勃発後、改定された「墓地、火葬場、埋葬及火葬取締規則」（以下墓地規則と略）に導入された、制定法上の私設墓地の機制をふまえたうえで、導入前に共同墓地の外部に存在していた諸墳墓と、当該諸墳墓が設置されていた土地との、具体的な関係について、密陽郡墓籍史料を通じて、明らかにすることである。

共同墓地を一方的に押しつける政策を改めた、この墓地規則の改定は、「文化政治」の一環であり、当時、植民地官僚は、これを「大改正」と呼び、大いに慣習を尊重した結果である、としていた。このとき導入された私設墓地の、設置条件の要点は、祭主がそこで墳墓を所有する所の土地の所有者が、祭主自身であることを条件とするという意味で、祭主と土地所有者の同一性にあった。これに対して、報告者は、墓地規則附則第四項墓籍届を用いて、祭主と土地所有者の不一致が多いこと、すなわち、墓地の設置条件をみたせない祭主が相対的に多かったことを示し、「大改正」が、「大いに慣習を尊重したというよりも、土地所有権の有無によって選別したと言ったほうが相対的に適切であること」を指摘した（「植民地朝鮮における墓地規則改定（1919年）について」29頁、『歴史学研究』915号、2014年2月）。さらに、報告者は、祭主と同姓であれ異姓であれ、他人の土地のうえに墳墓が存在しており、それらが興味深い分布の様態を示している点についても、すでに指摘した（「植民地朝鮮における埋葬地（＝山林）の所有構造について」、『日本植民地研究』29号、2017年6月）。したがって、本報告では、既に示されている、1919年に導入された私設墓地の歴史性の指摘にとどまらず、導入前の埋葬地の状態の再構成に力を注ぎたい。祭主中心に記述された既発表論文との差異は、土地所有者の観点の導入にある。

主題にある墓地規則附則第四項墓籍届とは、1912年に発布された墓地規則の附則第四項において届出るよう定められた、「本令施行ノ際現ニ存スル共同墓地以外ノ墳墓」の墓籍届である。この墓籍届は、墓地規則施行に伴って、3・1独立運動前に収集されているが、密陽郡の同史料は豊富に残存しており、1919年に制定法上に登場する私設墓地の歴史性を考えるうえで、無視しえない史料である。とりわけ、密陽郡林野関係史料の豊富な残存状態を勘案するとき、同郡墓籍届はその重要性を増す。なお、しばしば混同されるが、墳墓と、墳墓の収容に特化した土地である墓地とは、別の存在である。この区別は、墓地規則においても強く意識されていた。墓地規則の規定する共同墓地の外部に存在していた墳墓の記録を通して、3・1独立運動後導入された私設墓地の歴史性の抽出や、墓地ではない土地について調査が可能であるのは、こうした条件のためでもある。墓地は本報告の対象ではない。林野調査事業を経て主に「林野」へと転化する土地が対象である。

本報告の要点は次の三つである。第一に、祭主による墳墓所有のあり方について、とくに、祭主の位置から土地所有者を分類したうえで、分析する。この分析は、墳墓所有者（祭主）と、墳墓所有者が埋葬地として利用している土地との、具体的な関係について、明らかにする。第二に、墳墓が設置された土地を所有する所有者の、当該土地所有のあり方について、とくに、土地所有者の位置から祭主を分類したうえで、分析する。この分析は、土地所有者と、当該土地に設置されている墳墓との、具体的な関係について、明らかにする。第三に、1919年以降の密陽郡における、私設墓地の利用実態の一部を抽出したうえで、それらが、分析結果から得られる知見に照らして、一定の整合性をもって理解できることを確認し、あわせて、1919年以降、何がどう変化したか、についても確認する。